

令和5年2月28日

お客様各位

株式会社システムクレオ
事業統括本部
本部長 飯塚 治夫

新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例措置について

拝啓 貴院、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」の中で、令和5年3月1日以降、「令和5年3月31日までの間は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3に掲げる電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数(147点)を算定できる。」と明記しております。

本日、ORCA管理機構(ORCA開発元)より新しい点数マスタが提供されましたのでご案内申し上げます。なお、診療行為コードに変更はございません。

3月診療分の入力をされる前に必ずマスタ更新を行っていただきますよう、よろしくお願い致します。

お忙しいところ恐れ入りますがご確認の程お願い申し上げます。

敬具

記

■新型コロナウイルス感染症に関する点数変更について

【令和5年2月28日まで】

診療行為コード	診療行為名称	点数
113033650	二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)	250点

【令和5年3月1日から令和5年3月31日まで】

診療行為コード	診療行為名称	点数
113033650	二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)	147点

※診療行為コードに変更はございませんので、入力方法も変わりありません。

※マスタ更新を実施しないまま入力されますと、以前の点数で算定されます。3月診療分の入力前に必ずマスタ更新を実施して下さい。

以上